

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局 総務部 学事課 (06-6208-9114)
処分課（担当）名	各区役所就学事務担当
処分の名称	大阪市立小学校及び中学校における指定校変更・区域外就学の許可
概要	児童・生徒の学校指定の変更（指定校変更）・区域外就学の許可は、下記の基準に該当し、教育上真にやむを得ず、希望する学校への登校及び下校の安全に支障がないと認められる場合に限りです。許可については当該児童・生徒のみ認めています。
根拠法令等 及び条項	学校教育法施行令第 8 条、第 9 条 大阪市立学校活性化条例第 1 5 条 大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条
審査基準	児童・生徒が就学する市立の小・中学校については、住所による通学区域に基づいて指定しています。（学校選択制を実施する場合はこの限りではありません）基本的には指定された学校への就学となりますが、相当な理由がある場合は、指定された学校以外への就学（指定校変更・区域外就学）が区長の許可により認められる場合があります。就学校の変更の許可事項は別紙参考資料のとおりです。なお、児童生徒の通学の安全確保は保護者の責任となります。  （参考資料）指定校変更・区域外就学について
標準処理期間	・指定外就学指定校変更 1 週間 ・区域外就学 1 週間（ただし、学校教育法施行令第 9 条第 2 項に基づく、住所地の教育委員会との協議に要する期間を除く）
経由日数	なし
提出先	各区役所就学事務担当
提出時期	随時
提出方法	別紙のとおり
手数料	なし
相談窓口	各区役所就学事務担当
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000010093.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000010093.html</a>
備考	